

厚生労働省における熱中症に関する令和元年度の取組について

1. 普及啓発・注意喚起

○リーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。

○熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。

○熱中症予防について、4月22日から9月30日までの間、Twitter及びfacebookによる情報発信を行う。

2. 職場における熱中症対策

○ 職場における熱中症予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業場に対する指導等を実施。

○ 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレットにまとめ、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日から9月30日)を通じて、事業者や労働者に対し周知。

○ 直近10年間の 職場における熱中症による死傷災害発生状況を公表。

○ 職場における熱中症予防に関する講習会を5月から7月に全国7か所で実施。

3. 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援

○ 「健康のため水を飲もう」推進委員会(*)作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、協賛団体、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ協力もしくは情報提供を依頼。

○ 同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

* 「健康のため水を飲もう」推進委員会とは、2007年に武藤芳照東京大学政策ビジ

ン研究センター教授（当時）を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。

4. 熱中症発生状況等に係る情報の提供

- 職場における熱中症による死亡災害発生状況を各都道府県労働局に対し情報提供。

- 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。

- 熱中症患者発生状況の実態を把握し、7月1日～9月30日の間、前日に報告された入院患者数等の即時情報を厚生労働省ホームページ上に毎日公表。